

田村市告示第88号

田村市医療福祉施設原油価格・物価高騰対応支援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和8年6月29日

田村市長 白石 高司

田村市医療福祉施設原油価格・物価高騰対応支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、原油価格及び物価の高騰により厳しい状況に置かれている市内の医療機関、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及び児童福祉事業者(以下「医療福祉事業者等」という。)の事業を支援するため、医療福祉施設原油価格・物価高騰対応支援給付金(以下「給付金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する医療福祉事業者等とする。ただし、市が直接運営する施設及び田村市暴力団排除条例(平成24年田村市条例第3号)に規定する暴力団又は暴力団員等に該当するものは対象としない。

(1) 令和8年6月1日時点で、市内において別表に定める事業種別の事業を営んでいること。

(2) 第5条の申請の日において、前号に掲げる事業を休止していないこと。

(給付金の額)

第3条 給付対象者に支給する給付金の額は、別表のとおりとする。

(申請方法及び申請期間)

第4条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、田村市医療福祉施設原油価格・物価高騰対応支援給付金支給申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)により、市長に申請するものとする。

2 給付金に係る申請期間は、市長が別に定める日から令和8年8月31日までとする。

(支給の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を確認の上、給付の要件を満たすときは、給付を決定し、申請者が申請書に記載した金融機関の口座への振り込みをもって給付の通知に代えるものとする。ただし、内容に疑義がある場合には、市から当該申請者に対し、必要な資料又は説明を求めるものとする。

2 市長は、給付金の不支給を決定したときは、田村市医療福祉施設原油価格・物価高騰対応支援給付金不支給通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者に対しては、期限を定めて給付金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表(第2条、第3条関係)

事業所区分	事業種別	給付金額
1 医療機関	(1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院	100万円 許可病床1床ごとに5万円加算(休床中の病床を除く。) 透析病床1床ごとに3万円加算
	(2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち内科診療所	20万円 許可病床1床ごとに5万円加算(休床中の病床を除く。)
	(3) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち歯科診療所	10万円
	(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に規定する薬局	5万円
2 介護保険事業所	(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設、同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護及び同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条に規定する有料老人ホーム	(定員17名以下) 7万5,000円 (定員18名以上29名以下) 15万円 (定員30名以上49名以下) 25万円 (定員50名以上79名以下) 40万円 (定員80名以上) 50万円
	(2) 介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同	(定員39名以下) 5万円

	<p>条第4項に規定する訪問看護、同条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第12項に規定する福祉用具貸与、同条第13項に規定する特定福祉用具販売、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第23項に規定する看護小規模多機能型居宅介護、同条第24項に規定する居宅介護支援、同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護、同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売、同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第16項に規定する介護予防支援</p>	<p>(定員40名以上) 15万円</p>
3 障害福祉事業所	<p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第18項に規定する共同生活援助</p>	<p>(定員17名以下) 7万5,000円 (定員18名以上29名以下) 15万円 (定員30名以上49名以下) 25万円 (定員50名以上79名以下) 40万円 (定員80名以上) 50万円</p>
	<p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条各項に規定する障害福祉サービス(ただし、同条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第18項に規定する共同生活援助を除く。)及び同法第77条に基づく地域生活支援事業並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービス</p>	<p>(定員39名以下) 5万円 (定員40名以上) 15万円</p>
4 児童福祉事業所	<p>(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こ</p>	<p>100万円</p>

	も園	
	(2) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所	50万円
	(3) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業	15万円